

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

<p>○温泉法の一部を改正する法律(三二)</p> <p>[政 令]</p> <p>○平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一六二)</p> <p>[省 令]</p> <p>○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産四六)</p> <p>[告 示]</p> <p>○原戸籍の一部が滅失した件(法務一八九)</p> <p>○戸籍法第一百七条の二第一項の規定による指定に関する件(同一九〇)</p> <p>○高齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件(厚生労働一八七)</p> <p>○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の登録の件(同一八八)</p>	<p>○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等に係る激甚災害に関し定めた件(経済産業一三一)</p> <p>○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通四九五)</p> <p>○航路標識に関する件(海上保安庁一二一〜一二四)</p> <p>○水路測量の実施に関する件(同一二五)</p> <p>○利根川水系北千葉導水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件</p> <p>○(関東地方整備局一九二)</p> <p>○利根川水系坂川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九三)</p> <p>○利根川水系坂川放水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九四)</p> <p>○利根川水系秋山川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九五)</p> <p>○利根川水系旗川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九六)</p> <p>○利根川水系矢場川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九七)</p> <p>○利根川水系多々良川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九八)</p> <p>○鶴見川水系矢上川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一九九)</p> <p>○鶴見川水系早淵川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一〇〇)</p>	<p>○鶴見川水系鳥山川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一〇一)</p> <p>[国会事項]</p> <p>[人事異動]</p> <p>石川県 岐阜県 大阪府 愛媛県 沖縄県 仙台市 千葉市 横浜市 静岡市 神戸市</p> <p>[叙位・叙勲]</p> <p>[皇室事項]</p> <p>[官庁報告]</p> <p>労働</p> <p>労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)</p> <p>公聴会</p> <p>一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(近畿経済産業局)</p> <p>[地方自治事項]</p> <p>[公 告]</p> <p>諸事項</p> <p>官庁 財団関係</p> <p>裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係</p>	<p>特殊法人等 企業年金基金設立、公立学校共済組合定款の一部変更関係 地方公共団体 公債抽せん(東京都区)関係 会社その他</p>
---	---	---	--

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された 法令のあらまし

◇温泉法の一部を改正する法律（法律第三十一号）
（環境省）

- 1 温泉の掘削等の許可への条件の付与等
都道府県知事は、温泉の掘削等の許可に条件を付すことができることとし、当該条件に違反した者に対し、許可の取消し又は措置命令を行うことができることとした。（第四條第三項、第九條第一項及び第二項、第一五條第四項並びに第三一號第一項及び第二項関係）
- 2 承継規定の新設
温泉の掘削等の許可を受けた者である法人又は個人について、合併、相統等の場合における地位の承継ができることとした。（第六條、第七條、第一六條及び第一七條関係）
- 3 揭示項目の追加
温泉施設内に揭示する事項として、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるものを追加することとした。（第一八條第一項関係）
- 4 定期的な温泉成分分析の義務付け
温泉を公共の浴用又は飲用に供する者に対し、定期的な温泉成分分析及びその結果に基づき、揭示内容の変更を義務付けることとした。（第一八條第三項関係）
- 5 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。（附則第一條関係）

- (三) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (四) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - (五) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - (六) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- この政令は、公布の日から施行することとした。

法 律

温泉法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十一号

温泉法の一部を改正する法律

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十四條」に、「第十三條」を「第二十七條」を「第十五條」第三十一條に、「第二十八條」を「第二十九條」を「第三十二條」第三十三條に、「第三十條」を「第三十三條」を「第三十四條」を「第三十七條」に、「第三十四條」を「第三十九條」を「第三十八條」を「第四十三條」に改める。

「第九條第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前条第一項の許可には、温泉の保護その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

第三十九條第一号中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に改め、同条第二号中「第二十二條」を「第二十四條」に改め、同条を第四十三條とする。

第三十八條中「第三十四條」を「第三十八條」に改め、同条を第四十二條とする。

第三十七條第一号中「第六條第一項、第十四條第三項又は第十六條」を「第八條第一項、第十八條第四項又は第二十條」に改め、同条第二号中「第十四條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条第三号中「第十四條第二項」を「第十八條第二項」に改め、同条第六号中「第二十四條第一項又は第三十一條第一項」を「第二十八條第一項又は第三十條」に改め、同条第五号中「第二十四條第一項又は第三十條」を「第二十八條第一項又は第三十四條」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二十三條」を「第二十七條」に改め、同条を同条第二十五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第十八條第三項の規定に違反して、温泉成分分析を受けず、又は揭示の内容を変更しなかつた者
第三十七條を第四十一條とする。

第三十六條中「第十四條第四項」を「第十八條第五項」に改め、同条を第四十條とする。

第三十五條第一号中「第七條第二項若しくは第八條」を「第九條第二項若しくは第十條」に、「第九條第二項」を「第十一條第二項」に、「第十條第一項又は第二十七條第二項」を「第十二條第一項又は第三十一條第二項」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同条第三号及び第四号中「第十五條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条を第三十九條とする。

第三十四條第一項中「第九條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条を第三十八條とする。

第三十三條中「前条第一項」を「この法律」に改め、第五章中同条を第三十七條とする。

第三十二條第一項中「第二十九條第一項（第二十七條第二項）」を「第三十三條第一項（第三十一條第二項）」に改め、同条を第三十六條とする。

第三十一條第三項中「第二十四條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条を第二十五條とし、第三十條を第三十四條とする。

第二十九條第一項中「第七條第二項（第九條第二項）」を「第九條第二項（第十一條第二項）」に、「第十條第一項又は第二十七條第二項」を「第十二條第一項又は第三十一條第二項」に改め、同条第二項中「第七條（第九條第二項）」を「第九條（第十一條第二項）」に、「第十條第一項又は第二十七條」を「第十二條第一項又は第三十一條」に改め、第四章中同条を第三十三條とする。

第二十八條中「第九條第二項」を「第十一條第二項」に、「第七條」を「第九條」に、「第九條第一項又は第十條第一項」を「第十一條第一項又は第十二條第一項」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十七條第一項中「第十三條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十五條第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第四條第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第二十七條第二項中「又は第三号」を「第三十號又は第四号」に改め、第三章中同条を第三十一條とし、第二十六條を第三十條とし、第二十三條から第二十五條までを四條ずつ繰り下げる。

第二十二條中「第十五條」を「第十九條」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十七條第二項中「又は第三号」を「第三十號又は第四号」に改め、第三章中同条を第三十一條とし、第二十六條を第三十條とし、第二十三條から第二十五條までを四條ずつ繰り下げる。

第二十一条第一号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十六条、第十七条第一項」を「第二十条、第二十一条第一項」に、「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同条第二号中「第十五条第三項各号」を「第十九条第三項各号」に改め、同条第三号中「第十五条第四項第一号」を「第十九条第四項第一号」に改め、同条第四号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とし、第十九条を第二十三条とする。

第十八条中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同条を第二十二号とし、第十七条を第二十一条とし、第十六条を第二十号とする。

第十五条第四項第二号中「第二十一条（第三号を除く）」を「第二十五条（第三号に係る部分を除く）」に改め、同条を第十九号とする。

第十四条第一項中「温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 温泉の成分
二 禁忌症
三 入浴又は飲用上の注意
四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの

第十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「しよ」とを「し」、又はその内容を変更し「しよ」とに改め、「ところにより」の下に「あらかじめ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による揭示の内容を変更しなければならぬ。

第十四条を第十八号とする。
第十三条第二項第二号中「第二十七号第一項第三号」を「第三十一号第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る）」に改め、同条第四項中「第四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「しな」とを削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「温泉の保護その他公益上」とあるのは、「公衆衛生上」と読み替えるものとする。

第十三条を第十五号とし、同条の次に次の二条を加える。
（温泉の利用の許可を受けた者である法人の合併及び分割）
第十六条 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第二項及び前条第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業の全部を承継する法人が次の各号のいずれかに該当する場合」と読み替えるものとする。

（温泉の利用の許可を受けた者の相続）
第十七条 第十五条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合において、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第十五条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第二項及び第十五条第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十五条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

第二章第十二条を第十四号とする。
第十一条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十三号とし、第十条を第十二号とする。
第九条第二項中「から前条までの規定は、」を「第五条、第九号及び前条の規定は、」に改め、「ついで」の下に「第六号から第八号までの規定は同項の増掘又は動力の装置の許可を受けた者について」を加え、「第六号第一項並びに第七号第一項第一号」を「第六号、第七号第一項、第八号第一項並びに第九号第一項第一号」に改め、同条を第十一号とし、第八号を第十号とする。

四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項の規定により付された許可の条件に違反したとき、
第七号第二項中「又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同条を第九号とする。
第六号を第八号とし、第五号の次に次の二条を加える。
（土地の掘削の許可を受けた者である法人の合併及び分割）
第六条 第三条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合（同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた法人が合併する場合において、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（当該許可に係る掘削の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第四条第一項（第三号から第五号までに係る部分に限る。）及び第二項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る掘削の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

（土地の掘削の許可を受けた者の相続）
第七条 第三条第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る掘削の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合において、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る掘削の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合において、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第三条第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。
（温泉成分分析に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の温泉法（以下「旧法」という。）第十四条第一項の規定による告示が、温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）附則第五条の規定の適用を受けて、旧法第十四条第二項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析の結果に基づかないでなされていた場合であつて、当該告示が、同項の登録分析機関の行う同項の温泉成分分析と同等以上の信頼性を有するものとして環境省令で定める温泉の成分についての分析及び検査の結果に基づいてなされていた場合においては、当該分析及び検査を同項の登録分析機関の行った同項の温泉成分分析とみなして、この法律による改正後の温泉法（以下「新法」という。）第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。
2 新法第十八条第三項の規定は、この法律の施行の際現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者であつて、平成二十一年十二月三十一日までに同項の規定に基づき同条第二項の温泉成分分析を受けなければならないこととなるものについては、同日までは、適用しない。

(政令への委任)
第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部改正)
第五条 伊東国際観光温泉文化都市建設法(昭和二十五年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

環境大臣 若林 正俊
内閣総理大臣 安倍 晋三

政 令

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に關する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十九年四月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第六十二号

平成十九年能登半島地震による石川県鳳珠郡能登町等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に關する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)
第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適用すべき措置
平成十九年能登半島地震による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置
イ 石川県鳳珠郡能登町	法第三条から第六条まで及び第二十四条に規定する措置
ロ 石川県七尾市	法第三条、第四条、第十二条、第十三条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
ハ 石川県輪島市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡六水町	法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置
ニ 石川県珠洲市	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県に關する激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三十三号)第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定に關する同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定に關する激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

- 内閣総理大臣 安倍 晋三
- 総務大臣 菅 義偉
- 財務大臣 尾身 幸次
- 文部科学大臣 伊吹 文明
- 厚生労働大臣 柳澤 伯夫
- 農林水産大臣 松岡 利勝
- 経済産業大臣 甘利 明
- 国土交通大臣 冬柴 鐵三

省 令

○農林水産省令第四十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十六条第一項及び第十九条の十二の規定に基づき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年四月二十五日

農林水産大臣 松岡 利勝

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(昭和二十五年農林省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第五号中「及び生産情報公表農産物」を「生産情報公表農産物及び生産情報公表加工食品」に改める。

第七十二条の表に次のように加える。

生産情報公表加工食品
一 生産情報の公表が取りやめられること。
二 公表されている生産情報が当該生産情報公表加工食品に係る生産情報であることが明らかでなくなること。
三 公表されている生産情報が事実と反していること。
四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針(平成十七年厚生労働省令第二百五号)の一部を次のように改正し、同令第五項において準用する同令第四項の規定により告示する。

平成十九年四月二十五日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

告 示

○法務省告示第八十九号

秋田県山本郡三種町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成十九年五月二十五日までに同町長に対して、次の手続をしてください。

- 一 当該原戸籍に關係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
- 二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に關する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

- 一 申出は、口頭でも差し支えない。
- 二 申出の手続について分からないことがあれば、三種町役場又は秋田地方法務局能代支局に照会すること。

平成十九年四月二十五日

法務大臣 長勢 甚遠

秋田県山本郡琴丘町鯉川字下谷地十二番地

大山 磯

○法務省告示第九十号

戸籍法第七十七条の二第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

平成十九年四月二十五日

法務大臣 長勢 甚遠

香川県木田郡三木町長